指定管理者による施設管理について

1. 候補者選定の経緯

平成16年 12月 各施設条例の改正(13日)

(平成17年度導入20施設について管理者を規定)

指定管理者公募(14日~27日)

平成17年 1月 審査委員会により申請団体審査(第一次審査 8日、

第二次審査 15:16日)

審査委員会より候補者の推薦

区長及び教育委員会による候補者の決定(候補者の

選定結果)

2月 第1定例会での指定管理者指定議案の提出

3月 指定管理者との協定締結(議決後)

4月 指定管理者により管理運営(代行)の開始

2. 応募状況

募集施設	募集区分	応募団体数
巣鴨地区自転車駐車場(巣鴨南、巣鴨北、巣鴨駅第三)	公募	1 0
目白庭園、区民の森(池袋の森、目白の森)	公募	6
豊島体育館	公募	6
巣鴨体育館	公募	8
雑司が谷体育館	公募	9
総合体育場、西巣鴨体育場、荒川野球場	公募	4
三芳グランド	公募	6
池袋スポーツセンター、西池袋温水プール	公募	1 1
区民センター、公会堂	非公募	1
社会教育会館 (5所)、南大塚ホール	非公募	1

3. 選定基準

- 1. 区民の平等・公平な使用の確保
 - (1) 施設の設置目的に合致した理念・運営方針を持っていること。
 - (2) 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。
- 2. 新たなサービスの創設など区民サービスの向上
 - (1) サービス向上を実現する具体的な計画があること。
 - (2) 個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。
- 3. 経費の節減など効率的な運営
 - (1) サービス水準を維持しつつ、利用者に公平・適正な利用料金を設定した運営計画を持っていること。
 - (2) 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。
 - (3) 経費節減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。
- 4. 区民への安定的な施設サービスの継続的提供
 - (1) 施設の管理及び事業の運営を行うにあたって十分な人的能力を有し、事業内容に適した職員が配置されていること。
 - (2) 施設および類似施設の管理に実績があり、評価を得ていること。
 - (3) 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全・安定的な施設管理ができること。
 - (4) 経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有すること。
 - (5) 収支の計画が適正かつ実現可能であること。

4. 審査結果

募集施設	候補者	所在地	議案番号
巣鴨地区自転車駐車場	日本コンピュータ・ダイナミクス 株式会社	品川区	4 1 号
目白庭園、区民の森(池袋の 森、目白の森)	西武グループ環境パートナーズ	豊島区	目白庭園 43号 区民の森 42号
豊島体育館	「選出団体なし」		
巣鴨体育館	NAS・クリタス共同事業体	千代田区	体育施設 45号
雑司が谷体育館	コナミスポーツ株式会社	品川区	体育施設 45号
総合体育場、西巣鴨体育場、 荒川野球場	「選出団体なし」		
三芳グランド	日本テニス事業協会共同企業体	新宿区	体育施設 45号
池袋スポーツセンター、西池 袋温水プール	株式会社ピーウォッシュ	豊島区	体育施設 45号
区民センター、公会堂	財団法人 豊島区コミュニティ振興公社	豊島区	区民tンタ- 38号 公会堂 39号
社会教育会館(駒込、巣鴨、 南大塚、雑司が谷、千早)、 南大塚ホール	財団法人 豊島区コミュニティ振興公社	豊島区	社教会館 44号 南大塚ホール40号

第 38、39、40 号議案資料 議 員 協 議 会 17.2.17 区民部区民活動推進課

豊島区民センター・豊島公会堂・南大塚ホールの指定管理者の指定について

1. 対象施設

名 称	位置
豊島区立豊島区民センター	豊島区東池袋一丁目 20 番 10 号
豊島区立豊島公会堂	豊島区東池袋一丁目19番1号
豊島区立南大塚ホール	豊島区南大塚二丁目 36 番 1 号

2. 指定期間

豊島区民センター・豊島公会堂-平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間 南大塚ホール-平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間

3. 指定管理候補者(非公募) 財団法人 豊島区コミュニティ振興公社

4. 提案内容

施設運営の基本方針

- 1. 区の文化行政並びにコミュニティの醸成とまちづくり活動の発展向上に資する。
- 2. 利用者に公平・平等な立場で運営するとともに安心安全な管理に努める。
- 3. 最少の経費で最大の満足が得られるようにする。

平等な利用の確保

- 1. 窓口対応のレベルアップ
- 2. 多様なニーズに対応できる柔軟な運営
- 3. 高齢者等でも安全で利用しやすい管理
- 4. バリアフリー化

区民サービスの向上

- 1. 開館日の増加、夜間・早朝の利用促准
- 2. ポイントカード等の導入
- 3. 施設予約システムの構築
- 4. 接遇向上の研修の充実
- 5. 個人情報保護条例を遵守徹底

効率的な運営

- 1. 利用率の低い時間帯には割引制度の導入の検討
- 2. 早朝・夜間・終夜などの利用拡大
- 3. 開館日の増

危機管理の基本的考え方

1. 危機管理マニュアルを備え、安全で快適な施設運営を推進

第41号議案資料 議員協 議会 17. 2. 17 土木部交通安全課

·社員 424名

巣鴨地域自転車駐車場指定管理者の指定について

1. 議決根拠

地方自治法第244条の2第6項

「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公 共団体の議会の議決を経なければならない。」

2. 実施施設

巣鴨駅周辺の3自転車等駐車場

名 称	豊島区立巣鴨駅南 自 転 車 駐 車 場	豊島区立巣鴨駅北自 転 車 駐 車 場	豊島区立巣鴨駅第三 自 転 車 駐 車 場
所 在 地	巣鴨一丁目13番	巣鴨二丁目7番11号	巣鴨二丁目9番
施設の規模	自 転 車 380台 原 付 6台 程度	自 転 車 1,216台 原 付 206台	自 転 車 110台 原 付 10台
施設面積	479. 28㎡	450. 43m²	146. 40㎡

巣鴨駅南自転車駐車場は平成17年7月開設予定。

3. 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

- 4. 指定管理者の指定候補者
 - ・社名 NCD 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
 - •代表取締役社長 下 条 武 男
 - ·所在地 品川区西五反田四丁目32番1号

 - 設立 昭和42年3月16日資本金 4億3,875万円
 - 事業内容

1.コンピュータシステムの導入、設計、製造に関するコンサルティング 2.コンピュータシステムの 開発、保守 3システム構築 4サポートと技術支援サービス 5.自転車駐車場の経営並びに設備 機器及び関連システムの開発、販売、運用

5. 駐車場運営の主な特徴

- 巣鴨地域全体の街づくり一環としての自転車対策を捉えようとする視点が明確であり、行政はも とより、地元商店街、近隣施設と連携、協働した駐車場運営を実施していこうという意欲がある。
- 外部監査機関との連携を図り、同機関によりセルフモニタリングを行い、サービス水準の査定を行 う。また、利用者アンケートにより業務改善を図るなど、運営に対する客観性が担保されている。

公共駐輪場の運営管理やコンサルティング業務などの受託経験が豊富で、駅前交通社会実験

③ (放置自転車対策)に参加するなど、自転車対策に関する深い造詣が事業計画に反映されてい る。

駐車場管理運営の現状との比較

利用 科 金 (学生割引) 当日利用(3時間以内無料) 働率や利用者の声を反映させて見直しを行う。 現在の割引制度を維持する。 将来的には地域コミュニティカード等と連携した割引制度等を検討する。			The state of the s
開設時間 巣鴨駅第三 24時間 別館(閉鎖)日 1月1日から1月3日休場 365日開場 (閉館日なし) 空期利用 金) (図外利用は別料 金) (受生割引) 当日利用(3時間以内無料) 直しを行う。 36万分別の変の範囲内で、移動でを入り、 39万分別別と変調の範囲内で、移動でを入り、 39万分別別と変調のを囲いて、移動であり、 30万分別別と変調のを関いて、で見直しを行う。 37年的には地域を割引制度を維持する。 77年等と連携した割引制度を維持する。 77年等と連携した割引制度を維持する。 77年等と連携した割引制度を維持する。 87年の減免制度を維持する。 97年の減免制度を維持する。 97年の減免制度を維持する。 97年の減免制度を維持する。 107年の前時では関連では関連では関連により、単島では関連により、対力を発展しているの対力を発展を対力の対力では、関連によりの対力を発展しているがある。 107年の対方のながりと利用の対力では、対力の対のを対りと利用の対の対力に対応を対力を発展しているが対したの対応を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展を発展している対力を発展を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展している対力を発展しているが対力を発展している対力を対力を発展している対力を対力を表現しているがありまれている対力を表現しているがありまれている対力を表現しているがありまれている対力を表現しているがありまれてものものものものものものものものものものものものものものものものものものもの		現行運営状況	指定管理者による運営
開館(開鎮) 日	開設時間	巣鴨駅南 6:00~0:00	2 4 時間開場
(区外利用は別料 当面(現行どおり、現行の条例設定額の範囲内で、稼動で外利用者の声を反映させて見	閉館(閉鎖)日	1月1日から1月3日休場	
割 引 制 度 回数券 (11枚つづり) 将来的には地域コミュニティカード等と連携した割引制度等を検討する。 生活保護、児童手当受給者身体障害者手帳、愛の手帳所持者 現在の減免制度を維持する。 と活保護、児童手当受給者身体障害者手帳、愛の手帳所持者	利用料金	(区外利用は別料 金) (学生割引)	現行の条例設定額の範囲内で、稼 働率や利用者の声を反映させて見
現在の減免制度を維持する。 現在の減免制度を維持する。 現在の減免制度を維持する。 現在の減免制度を維持する。 現在の減免制度を維持する。 現在の減免制度を維持する。 現在の減免制度を維持する。 現在の減免制度を維持する。 総括責任者 1	割引制度	回数券(1 1 枚つづり)	将来的には地域コミュニティカー ド等と連携した割引制度等を検討
配置職員数 巣鴨駅北 6:00~19:00 常時3名 19:00~0:00 警備1名 ・巣鴨南 場長1、管理員1、 を間警備員1 ・巣鴨南 場長1、管理員1、 を間警備員1 定期的な利用者アンケート及び外 部監査期間によるセルフモニを図る、 利用者サービスの向上を図る、 利用者が利用者自身で自転車のの 金、 開錠、清算ができる個別をも、 利用者が利用者自身で自転車の職 の対機能付きのできる個別を の利便性を確保するため、 人的の利便性を確保するため、 系との の利便性を確保するため、 の利便性を確保するため、 の利便性を確保するため、 の利用方法の の利用方法の の利の利便性を確保するため、 の利の利の利便性を確保するため、 の利の利の利の利用方法の の利の利用方法の の利用方法の の利用方法の の利用方法の の利用方法の の利用方法の の利用方法の の利用方法の の利用方法の の利用方法を の利用方法の の利用方法を の利用方法を の利用方法の の利用方法を の利用方法の の利用方法を の利用 の即 の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用 の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法を の利用方法	減免制度	身体障害者手帳、愛の手帳所	現在の減免制度を維持する。
部監査期間によるセルフモニタリングの資料をもとに業務の改善と 利用者サービスの向上を図る。 新設の巣鴨駅南駐車場では、当日利用者が利用者自身で自転車の施錠、開錠、清算ができる個別電磁 ロック機能付き自転車ラックを採用し、人的コストの削減を図る。 人的コストを抑えながら、利用者の利便性を確保するため、緊急連絡ボタンを設置し、利用方法の説明、トラブル時の即時対応を24	配置職員数	6:00~19:00 常時3名	・巣鴨北 場長 1、管理員 最大3、 夜間警備員1・巣鴨南 場長 1、 管理員 1、
	その他		ングの資料をもとに業務の改善と利用者サービスの向上を図る。当の一旦の一旦では、当時間を図る。当の一旦の一旦では、当時間の単いでは、当時間では、当時間では、当時間では、当時間では、当時間では、当時間では、当時間では、当時間では、当時間では、一点の利用では、一点の利用をでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、

参考

指定管理者募集及び審査の経緯

1. 募集手続の経緯

(1)指定管理者応募手続説明会

平成16年11月25日・26日(参加団体多数につき、2日に渡り開催した。) 111団体参加、(うち自転車駐車場関係50団体)

(2)募集説明会、現地説明会

平成16年12月15日午前、午後(現地説明会) 21団体参加

2. 応募状況

(1)平成16年12月27日の募集締め切りまでに、10団体から応募。 応募団体概略(参考別紙1)

3. 審査の経緯

豊島区公の施設指定管理者審査委員会により第一次及び第二次の審査を行い、 指定管理者候補を決定した。

- (1)第一次審査(平成17年1月8日)
- ・応募条件の適否及び審査基準による審査を行い、プロポーザル実施団体(第二次審査進出団体)を選考した。__
- ・一次審査での評価が上位2団体とその他の団体とで格差が大きかったために、上位2団体を第二次審査進出団体とした。(上位2団体の提案内容等比較 参考別紙2)
- (2)第二次審查(平成17年1月15日)
- ・第二次審査進出団体に事業計画、会社概要等に関するプレゼンテーションを行わせ、引き続き審査委員会による質疑を実施し、総合評価を行い、指定管理者候補を決定した。

第 42 · 43 号議案説明資料 議 員 協 議 会 17. 2. 17 土木部公園緑地課

豊島区立区民の森・目白庭園指定管理者の指定について

1. 議決根拠

地方自治法第244条の2第6項

「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」

2. 実施施設

施設名	区民の森(池袋の森)	区民の森(目白の森)	目白庭園
所在地	池袋一丁目7番10号	目白四丁目 11番 21号	目白三丁目 20番 18号
面積	1, 501. 27 m²	3, 198. 99 m²	2, 842. 73 m²
開園月日	平成9年4月29日	平成 9 年 4 月 29 日	平成2年11月15日

3. 指定期間

平成 17年4月1日から平成 22年3月31日までの5年間

4. 指定管理者の指定候補者

下記 2 社によるグループ管理 (代表は西武造園株式会社)

F	団 体 名	西武グループ環境パートナーズ	
	代 表 者	市川 五十男	
F	所 在 地	東京都豊島区南池袋1-16-15	
	構成会社名	西武造園株式会社	西武緑化管理株式会社
	代 表 者	取締役社長 市川 五十男	代表取締役 江口 満
構	所 在 地	東京都豊島区南池袋1-16-15	東京都小平市小川東町1-19-1
	設 立	昭和 26 年 2 月 15 日	昭和 46 年 3 月 12 日
	資本金	360,000千円	30,000 千円
成	社 員 数	163 名	23 名
, , ,	業務内容	・ 造園工事、土木工事等の設計・ 施工・監理	・ 公園、緑地、ゴルフ場等の管理・ 清掃
団	* :	・ 公園・庭園・ゴルフ場等の管理・ 屋上緑化、壁面緑化の技術開	・ 樹木、芝生、草花などの管理、病 虫害防除
ø .		発・実用化 ・ 自然再生事業、ビオトープ、多	・ 公園、緑地等における各種催事の 企画、運営、管理
体		自然型等の調査、設計、施工、 管理 ・ ワークショップ、イベントの企	
		画・運営	

5. 主な管理運営等の特徴

- ① 区の方針及び施設の管理運営業務の内容を十分理解し、利用率アップに向けた現実的な自主事業計画がたてられている。
- ② 業務管理、個人情報管理及び危機管理について、各マニュアルの作成及び職員教育を行い、マニュアルに基づく徹底した管理計画を導入している。
- ③ 緊急時対応策として、危機管理マニュアルに基づき安全管理体制及び緊急連絡体制等の管理体制が整っている。
- ④ 利用者アンケートや配置職員による月次会議により利用者の要望・クレームの迅速な対応や日常の問題点の解決など顧客満足が得られる体制を整えている。
- ⑤ 人員配置について、組織系統、人員の職種・雇用形態、勤務ローテーションが明確化されており、経験者及び技術者を自社内で調達し配置できるなど人員確保が安定している。
- ⑥ 庭園及び公園等の類似施設の維持管理実績の経験が豊富で、自社内で専門的な知識・技術を蓄積しているため、それを生かした事業運営が期待できる。

区民の森管理運営の現状との比較

,	現行運営状況	指定管理者による運営
and the second	・ 4月1日~9月30日	当面現行のとおり
開園時間	午前8時~午後5時	利用状況をみて検討する
[41] [44] [45]	・10月1日~3月31日	
	午前9時~午後4時	
休 園 日	年末年始(12月29日~1月3日)	当面現行のとおり
		利用状況をみて検討する
利用料金	なし	なし
割引制度		
減免制度		
	池袋の森:1日1人6時間常駐	池袋の森:1日1人6時間常駐
配置職員数	目白の森:1日1人3時間常駐	巡視責任者 1 人 (週 4 時間)
101214,5434	x*	目白の森:1日1人3時間常駐
		巡視責任者 1 人 (週 4 時間)
·		・ ホームページで催し物や四季の情
		報を発信する。
		・管理マニュアルは随時見直し、ビ
その他	y North Charles	ジュアル化する。
		・「環境学習の場」と位置付け総合
		的学習の時間に活用できる環境学
		習プログラムを設定する。

目白庭園管理運営の現状との比較

	現行運営状況	指定管理者による運営
	庭:午前9時~午後5時	当面現行のとおり
開園時間	(7月~8月は午後7時まで)	利用状況をみて検討する
	赤鳥庵:午前9時~午後21時	
	・年末年始(12月29日~1月3日)	当面現行のとおり
休 園 日	・毎月第2、第4月曜日(その日が	利用状況をみて検討する
	祝祭日に重なる場合は翌日)	
	施設名 午前・夜間 午後 全日	当面現行のとおり
利用料金	第1和室 各 3,800円 5,200円 11,600円	利用状況をみて検討する
	第2和室 各 3,100円 4,300円 9,600円	
	全日利用の場合	・全日利用の場合
	第1和室1,200円引き	第1和室1,200円引き
割引制度	第2和室 900円引き	第2和室 900円引き
		・夜間 2 室利用の場合 400 円引き
		・平日の料金の引き下げを検討する
,	・ 区が主催・共催の場合は免除	当面現行のとおり
进去地	・ 区が設立する財団法人が主催す	事業内容により検討する
減免制度	る場合は減額	
	・ 官公署が公益のため利用する場合は減額等	
	赤鳥庵:常駐1~2人	赤鳥庵:常駐1人
	長屋門:常駐1人	巡視責任者1人(週4時間)
配置職員数	庭 :植物管理1人(週2日)	長屋門:常駐1人
		庭 :植物管理1人(週2日)
		建物・園地清掃:常駐1人
		・ 赤鳥庵と長屋門の管理要員 2 人
		は、運営業務と維持管理業務を
		兼務させることで人件費の効率
* at a		化を図る。
		・庭園の育成管理を目的としたボ
		ランティアの会を発足させるな
その他		ど区民との協働を推進し、経費
		を縮減する。
		・ 試験的に行っていた夜間のライトアップを本格稼動し、色彩等
		バージョンアップする。
		・ ホームページで催し物や四季の
		情報を発信する。
		IBTIA COUIN / OO

参考

指定管理者募集及び審査の経緯

1、募集手続きの経緯

(1)指定管理者応募手続説明会

平成 16 年 11 月 25 日・26 日(参加団体多数につき、2 日に渡り開催した。) 111 団体参加、(うち公園関係 53 団体)

(2)現地説明会

平成 16 年 12 月 16 日午前 12 団体参加。

2、応募状況

(1)平成 16年 12月 27日の募集締め切りまでに6団体から応募。

3、審査の経緯

豊島区公の施設指定管理者審査委員会により第一次及び第二次の審査を行い、指定管理者の候補者を決定した。

- (1) 第一次審查(平成 17 年 1 月 8 日)
- ・応募条件の適否及び審査基準による審査を行い、プロポーザル実施団体(第二次審査進出団体)を選考した。



- ・一次審査での評価が上位 2 団体とその他の団体とで格差が大きかったが、審査 委員会の結果、上位 3 団体を第二次審査進出団体とした。
- (2)第二次審査(平成 17 年 1 月 15 日)
- ・第二次審査進出団体に事業計画、会社概要等に関するプレゼンテーションを行わせ、引き続き審査委員会による質疑を実施し、総合評価を行い、指定管理者候補者を選定した。

社会教育会館指定管理者の指定について

1. 対象施設

名 称	位 置
駒込社会教育会館	豊島区駒込二丁目2番2号
巣鴨社会教育会館	豊島区巣鴨四丁目15番11号
南大塚社会教育会館	豊島区南大塚二丁目36番1号
雑司が谷社会教育会館	豊島区雑司が谷三丁目1番7号
千早社会教育会館	豊島区千早二丁目35番12号

2. 指定期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間

3. 指定管理者の指定候補者(非公募) 財団法人 豊島区コミュニティ振興公社

4. 提案内容

施設運営の基本方針

- 1. 区民の文化教養・情操の向上を図り、地域の振興・活性化に資する。
- 2. 公平・平等な利用に配慮するとともに安全安心な施設維持管理に努める。
- 3. 最小の経費で最大の利用者満足が得られるようにする。

平等な利用の確保

- 1. 貸出基準については各館共通の受付マニュアルを使用。
- 2. いつでも誰でも気軽に参加できる講座の企画。
- 3. バリアフリー化。
- 4. 地域・団体等との共生・協働を実現。

区民サービスの向上

- 1. 区民の目線に立ち、区民ニーズを的確に把握した事業展開。
- 2. 保育付講座、高齢者対象等の今日的課題に対応。
- 3. 接遇向上の研修の充実。
- 4. 苦情処理の体制を整備。
- 5. 個人情報保護条例を遵守徹底。

効率的な運営

- 1. 利用率の低い午前利用について割引等を導入。
- 2. ホームページ等によるPRを充実。
- 3. 開館日の増を検討。

危機管理の基本的考え方

1. 危機管理マニュアルを備え、安全で快適な施設運営を推進。

豊島区立体育施設の指定管理者の指定について

1. 指定団体

指定期間:平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

施	設	名	巣鴨体育館	雑司が谷体育館	三芳グランド	池袋スポーツセンター	西池袋温水プール
所	在	地	豊島区巣鴨3- 8-7	豊島区雑司が谷 3-1-7	埼玉県入間郡三 芳町上富 382-1	豊島区上池袋2 -5-1	豊島区西池袋4 -7-5
施	設概	要	体育館・温水プ ール、トレーニ ングジム	体育館・体育 室・温水プール	野球場・庭球 場・運動場	温水プール・ト レーニングジ ム・スタジオ・ 武道場	温水プール・ト レーニングジム
敷	地面	積	1,069.73 m²	3,057.84 m²	40,975.85 m	1,857.93 m²	学校用地
1 次	審査団体	数	8	9	6	1	1
2 次	審査団体	数	3	4	3		4
候	補	者	NAS・クリタス 共同事業体	コナミ スポーツ(株)	日本テニス事業 協会共同事業体	㈱ピーウ	オッシュ
	団体	名	日本体育施設運営(株)	コナミ スポーツ(株)	(社)日本テニス 事業協会	㈱ピーウ	オッシュ
	代	表	石橋 泰祐	山本 治男	雑賀 昇	漆原	雅明
	所 在	地	千代田区神田神 保町 1-6-1	品川区東品川 4-10-1	新宿区西新宿 1-8-3	豊島区長	崎 5-1-23
	設	立	S47.9.1	S48.3.14	H4.12.25	H1.1	0.31
代	資本	金	9億1,800万円	50億4,095万円	948 万 2 千円	4 億 5,0	00 万円
	社	員	280 名	1.245 名	4名	48	名
表 团 体	事業内	容	● スポース では では では できます できます できます できます できます できます できます できます	● フネブンー経関ス教教塾各一者旅レン店のフネブンー経関ス教教塾各一者旅レン店のックイス等及業一文学営ス指成 ト飲茶ックイス等及業一文学営ス指成 ト飲茶トラミクのび ツ化習 ポ導 ラ食店	● テンス 関・及 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	運営スポーツ施設運動指導業務企業フィット	

				(+)-	
	団体名	(株)クリタス		(有)ティーエス ジャパン	
	代 表	河村 亨		丸山 一隆	
	所在地	豊島区南池袋 1-11-22		新座市新堀 2-15-14	
	設 立	S53.4.1		H7.4.3	
構	資本金	2億2,000万円		300 万円	
成	社 員	721名		2名	
		● 水処理施 設運転管 理・メンテ		● テニスス クールの 経営	
団		ナンス ・ 水処理施		● スポーツ 用品の販	
体		設 の 設 計・施工		売 ● テニスコ	
	事業内容	● 環境測定 分析業務		ートの <i>レ</i> ンタル	
		● 土 壌 調 査・浄化業		● イベント の企画	
		務 水処理薬		● 飲食店の 経営	
		品・機器・部品の販売		en V	
	<u> </u>	売 ● 直営のス ポーツ施	● 直営のス ポーツ施	● テニス事 業の専門	▼ 直営のスポーツ施設を経営し ているとともに、当該施設の
		設を多数経営して	設を多数経営して	団体であり、経験と	開設から業務を受託している実績がある。
		いる実 <i>績</i> がある。	いるとと もに、他の	ノウハウ がある。	● 「健康プラザとしま」全体の 維持管理を十分理解してい
		● 社会的弱 者に対し	自治体で 指定管理	● 年代に応 じたプロ	る。 ● 健康増進施設を十分理解して
		て、ボラン ティア団	者に指定 されてい	グラムを 多数企画	いる。 ● 設置目的を十分理解し、区民
		体や関係 団体と連	る 実 績 が ある。	している。 ● 平日の利	の健康づくりやスポーツ振興 に取り組む意欲が見られる。
主な	選定理由	携をとる 意識がは	● 複合施設 の維持管	用者増が 見込める。	
		っきりし ている。	理を十分 理解して	● 設置目的 を十分理	
		● 設置目的 を十分理	いる。 ● 設置目的	解し、区民の健康づ	
		解し、区民の健康づ	を十分理解し、区民	くりやスポーツ振	
		くりやスポーツ振	の健康づくりやス	異に取り組む意欲	
		興に取り組む意欲	ポーツ振興に取り	が見られ る。	
		が見られる。	組む意欲が見られる		
L			る。	<u> </u>	

2. 選出団体のなかった施設

施	部	設 4		豊島体育館	総合体育場	西巣鴨体育場	荒川野球場	
所	在		地	豊島区要町 3-47-8	豊島区東池袋 4-41-30	豊島区西巣鴨 4-22-19	板橋区新河岸 3-16先	
施	設	概	要	体育館	野球場・庭球 場・体育室	庭球場・弓射 場・多目的広場	野球場	
敷	地	面	積	4,156.52 m²	15,441.29 m	3,907.96 m	14,288.88 m²	
1 }	欠審查	団化	本数	6		4		
2 }	欠審查	団化	本数	3		2		
候	英 補 者			なし				
17 施	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						公募を実施し、18	

選出しなかった理由

応募団体については、審査委員会が設定する最低基準に達していないとの評価に至った ことによる。

応募に当たって提出された事業計画、収支計画等の書面及びプレゼンテーションについて、事業の内容、財務,団体の経営状況、実績に係る観点から評価を行い、総合的に審査した。しかし、いずれの団体においても、審査員会は指定管理者に適当であるとの心証を形成するに至らなかったことから、今回の結論に至ったものである。

2次審查団体名

施	設	名	豊島体育館総合	合体育場、西巣鴨体育場、荒川野球場
团	体	名		(財) 豊島区コミュニティ振興公社 豊島区体育協会